

# 京都市立芸術大学日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成27年3月31日一部改正)

(平成28年3月28日一部改正)

(平成29年3月16日一部改正)

(令和元年12月1日一部改正)

(趣旨)

第1条 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）に対して各年度に推薦する奨学金返還免除候補者（以下「候補者」という。）の選考に関しては、この規程に定めるところによる。

(候補者)

第2条 候補者は、本学大学院において機構の第一種奨学金の貸与を受けている学生で、当該年度中に貸与期間が終了し、在学中に特に優れた業績を挙げた者とする。

(申請)

第3条 返還免除の候補者として推薦を受けようとする者は、当該奨学金の貸与期間が終了する月の属する年度に学長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、所定の書類及び本学の大学院又は専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する自身の特に優れた業績を証明する資料の提出により行うものとする。

(選考)

第4条 学長は、申請を受理したときは、京都市立芸術大学全学学生委員会（以下「全学学生委員会」という。）に候補者の選考を付議する。

2 全学学生委員会は、申請者のうちから候補者を選考し、順位を付して、学長に推薦するものとする。

3 学長は、前項の推薦を受けた者のうちから候補者を決定し、順位を付して機構に推薦するものとする。

(評価)

第5条 前条第2項及び第3項の選考又は決定に当たっては、機構奨学規程第47条第2項（平成16年規程第16号）に規定する評価基準及び次条に定める評価によるものとする。

2 評価項目は、以下に掲げるものとする。

評価項目 1 学位論文等（以下、学位論文に代わる作品・演奏を含む。）に対する評価

評価項目 2 学位論文等に対する評価 ※学会発表，学術雑誌への掲載及び表彰を受けた学位論文

評価項目 3 研究論文・著作物等に対する評価

評価項目 4 特許・実用新案等に対する評価

評価項目 5 学業成績に対する評価

評価項目 6 教育研究活動への貢献に対する評価

評価項目 7 発表会等の活動に対する評価

評価項目 8 ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績に対する評価

3 評価基準及び評価点は、前項に掲げる評価項目のうち評価項目 1 及び 5 を除いた項目を総合して評価するものとし、以下の評価基準により評価点を付すものとする。

非常に優れている 150 点～121 点

優れている 120 点～91 点

良好である 90 点～61 点

やや良好である 60 点～31 点

普通 30 点～1 点

4 評価項目 1 は、以下の評定基準により評価点を付すものとする。

博士号取得の場合 100 点

修士の学位を取得し、かつ

修士論文・作品・演奏の評価が AA の場合 100 点

修士論文・作品・演奏の評価が A の場合 80 点

5 評価項目 5 は、以下の算式により評価点を付与する。

$\{AA, A \text{ の単位数} \times 5 + B \text{ の単位数} \times 3 + C \text{ の単位数}\} \div AA, A, B, C \text{ の合計単位数} \times 30$ （小数点以下四捨五入）150 点～30 点

（補則）

第 6 条 この規程によりがたい事項については、全学学生委員会において協議のうえ決定する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。